

# 介護保険負担限度額認定要件等について

介護保険負担限度額認定は、住民税非課税世帯の方が介護保険施設に入所・入院、または短期入所を利用された際の食費及び居住費（滞在費）を減額する制度です。

○制度対象者と利用者負担段階

利用者負担段階	主な対象者		預貯金等基準額(注2)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が住民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者</li> </ul>		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税</li> </ul>	年金収入金額(非課税年金含む。以下同じ。)+合計所得金額(注1)が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額+合計所得金額(注1)が80万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額+合計所得金額(注1)が120万円超	500万円(1,500万円)以下

(注1)長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額および公的年金等にかかる雑所得を控除した金額となります。また、給与所得が含まれている場合は、給与所得金額から10万円を差し引いた金額となります。

(注2)( )内は夫婦の場合における預貯金等の基準額です。

※65歳未満の方は、収入等に関係なく、預貯金等基準額は1,000万円(夫婦の場合は2,000万円)以下となります。

○一日あたりの負担限度額【令和6年7月末まで】※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は( )内の金額。

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)					
		多床室(特養)	多床室(特養以外)	従来型個室(特養)	従来型個室(特養以外)	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
第1段階	300円	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円(600円)	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階①	650円(1,000円)	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第3段階②	1,360円(1,300円)	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

○一日あたりの負担限度額【令和6年8月から】※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は( )内の金額。

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)					
		多床室(特養)	多床室(特養以外)	従来型個室(特養)	従来型個室(特養以外)	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
第1段階	300円	0円	0円	380円	550円	550円	880円
第2段階	390円(600円)	430円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階①	650円(1,000円)	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階②	1,360円(1,300円)	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円